

静岡市葵区
A 様

静岡市葵区
B 様

静岡市監査委員 遠藤 正方
同 白鳥 三和子
同 福地 健
同 大石 直樹

静岡市職員措置請求について（通知）

令和4年10月18日付け地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された静岡市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、次のとおり結果を通知します。

第1 結果

本件請求については、合議により次のように決定した。
本件請求を却下する。

第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

(1) 住所 静岡市葵区

氏名 A

(2) 住所 静岡市葵区

氏名 B

2 請求書が提出された日

令和4年10月18日

3 本件請求の要旨

静岡市職員措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨は、大要、次のとおりである（第3の1で後述する「補助金の支出」に関係すると考えられる箇所を要約した）。

平成30年度に、静岡市から静岡市森林組合（以下「森林組合」という。）に対し、大豆地線の作業道の開設に係る静岡市森林環境基金補助金が交付された。

令和2年6月に、森林組合内での聞き取り調査と現地調査が行われ、当時の静岡市森林環境基金事業実施要綱（以下「要綱」という。）には、補助対象経費として「作業道の開設工事に要する経費」と記載されていたところ、平成30年度に交付を受けた補助金1m当たり4,800円×261m×90%=1,127,520円には、平成11年に既に作業道を開設済みであった120mが含まれていたことが判明した。

森林組合理事会において、開設済みの部分については、補助金を二重に請求したこととなるため、返納するという決議がなされ、静岡市に申し入れたところ、静岡市としては（二重請求の問題に）不正はないという見解で返納に応じないとの返答があった。

令和4年9月1日に、中日新聞で当該補助金に係る記事が掲載され、同時期に、森林組合は再度、不正に受給した補助金の返納交渉を、静岡市中山間地振興課に対して行い、静岡市は二重請求の問題はないが、「自主返納」ならと了解した。同月6日、森林組合は補助金の二重受給分54万4,320円を返納した。返納に関する記事が同月8日の静岡新聞に掲載された。

要綱には、「作業道の開設」と書かれているのに、既設作業道の改修を開設と言って、補助金が交付されたことは不当である。森林組合が「自主返納」したが、不正に対する損失を補填したものではない。不正な補助金支出であると確認できた場合は、静岡市は、不正な補助金を返還するという処理をしなければならず、現状は全く意味合いが違う処理を行っており、損害が生じていることを隠ぺいしたことになる。

本件が、不当な二重請求なのか、それとも静岡市として本当に問題ないのかを、当該の中山間地振興課の解釈ではなく、静岡市監査委員の立場で監査し明確にして欲しい。

もし、この監査により、補助金の不正支出であると認定された場合、森林組合から自主返納された資金は、補助金の不正支出に対する返納として処理し、問題があったと公表してほしい。

第3 結果の理由

1 住民監査請求の要件について

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員が行う違法・不当な公金の支出等や怠る事実の発生を防止等し、又はこれらによって生ずる損害の補填を求めることなどを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあるあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」（以下これらを「財務会計上の行為等」という。）に限定されている。

また、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては

住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかである場合は、住民監査請求の対象となる行為等には該当しないものとされている（平成6年9月8日最高裁判決（行ツ）第97号）。

本件請求書における請求人の主張は多岐にわたっており、「(1) いつ、誰による、どのような財務会計上の行為又は怠る事実があるか。」の項に記載された内容からは、いずれの財務会計上の行為等を対象とするものなのか判然としないが、同項及び他の項に記載された「補助金の二重請求問題」、「不正な補助金支出」、「静岡市が、本来、資金回収を努力すべきところの責務を放棄している」等の文言から察して、平成30年度に静岡市が森林組合に対して交付した静岡市森林環境基金補助金の支出（以下「本件補助金の支出」という。）が違法又は不当であることにより市に損害が生じていること、又は当該損害に係る森林組合に対する不当利得返還請求権の行使を怠る事実があることを指摘するものであるならば、法の定める要件に合致する可能性があるため、本件補助金の支出による市の損害の有無及びその補填のために必要な措置について検討する。

2 損害の有無について

(1) 本件補助金の支出について

請求人は、「静岡市森林環境基金事業実施要綱には「作業道の開設」と書かれているのに、既設作業道の改修目的を開設と言って許可したことになる為、不当と思われる。」と述べており、要綱には「作業道の開設」とのみ書かれていることから、過去に補助金の交付を受けた開設済みの作業道の再開設は補助金交付の対象とならず、要綱の規定に反する不当な支出であることを主張するものと解される。しかし、開設からおよそ20年が経過した作業道が劣化して使用に耐えない状況になることは想像に難しくなく、初めて開設する際と同様のものと認めて補助金交付の対象とすることは、静岡市森林環境基金条例（平成15年条例第84号）第1条に規定する「森林が有する環境に対する公益的機能の維持及び増進」をする「活動への市民参加を促進する」という同基金の設置目的に合致するように、条理解釈して運用したものと評価することもでき、この運用が合理性を欠いているとまではいえない。また、一度、補助金を交付して整備したものや取得したものについて、一定の期間が経過した場合や使用不能になった場合に再度補助金を交付することは静岡市私道整備補助金等市の他の補助金の運用と比較しても特別なことではなく、一度補助金を受けた補助事業に対して再度補助金を交付したことをのみを理由として、本件補助金の支出が違法又は不当なものであり、それにより損害が生じていると判断することはできない。

要綱に規定する「作業道の開設」に「開設してから一定の期間が経過した作業道の再開設」も含まれるのであれば、中山間地振興課は、再開設も対象となることやその基準を補助対象者に周知するよう努めるべきだったという批判を受けることはあったとしても、それは、補助金の支出行為そのものの違法・不当の評価に影響を与えるものではない。

また、請求人は、「現地調査に行けば、確認できることを、静岡市は敢えて調査を行わなかった点は、税金の使い道に疑念が生じた際に十分な調査を怠ったことになる」と述べており、中山間地振興課の職員が、再び現地調査を行えば、本件補助金の支出が不正であり、その支出により損害が生じていることが明らかになると主張するようである。しかし、森林組合が問題を把握した令和2年度以降の作業道の状況から平成30年の作業道開設前後の状況を判断することができるかどうかは疑問である。

さらに、請求人は、「開設と改修の単価は違うのに、その違いも静岡市は調査していない」と述べており、補助金額の適正にも疑義を表明するものと解するが、補助金額は作業道の開設に要した費用の額に0.9を乗じた額であり、作業道の開設費用として1,252,800円を要したのであれば、何ら問題はなく、この点においても、市に損害が生じていると認めるべき事情はない。

(2) 自主返納金について

請求人が本件請求書において「森林組合は補助金の二重受給分を令和4年9月6日に54万4320円を返納した。」と述べているとおり、請求人が二重受給と主張する部分の補助金相当額544,320円は、森林組合から市に自主的に返納されている。返納額は、総延長261メートルに係る補助金額1,127,520円のうち、再開設を行った126メートル分に係る経費として、1,127,520円に261分の126を乗じた544,320円と算定されたものと解する。この算定式は、請求人が二重交付と主張する部分の補助金額として合理的であり、仮に、今後、新たな事情が判明したことにより本件補助金の支出が違法又は不当と評価されることとなり、森林組合に対して損害額の返還請求をすることとなったとしても、市は既に同等の額の経済的給付を受けており、損害は解消されていると判断される可能性が高いと考えられる。請求人は、「静岡市森林組合が「自主返納」したことにより、静岡市は損害を被っていないという解釈もあるが、不正に対する損失を補填したものではないので、もし、本件が不正な補助金支出であると確認できた場合に、不正な補助金を返還するという処理をしなければならず、現状は全く意味合いが違う処理を行っており、損害が生じていることを隠ぺいしていたことになる。」とも主張するが、返納された544,320円以上に市に損害があることを指摘するものではない。

以上(1)及び(2)に記した事情を踏まえると、本件補助金の支出により市に損害が現存するとは認められないため、本件請求は、法の定める要件を欠いた不適法なものである。

3 損害の補填のために必要な措置について

請求人は「(3) それにより、市がどのような損害をこうむるのか。」の項において、「静岡市森林組合が「自主返納」したことにより、静岡市は損害を被っていないという解釈もあるが、不正に対する損失を補填したものではないので、もし、本件が不正な補助金支出であると確認できた場合に、不正な補助金を返還するという処理をしなければならず、現状は全く意味合いが違う処理を行っており、損害が生じていること

を隠ぺいしたことになる。」(再掲)「二重受給という解釈が正しかった場合、静岡市が本来、資金回収を努力すべきところの責務を放棄していることになるので処理の解釈を訂正すべきである。」と述べた上で、「(4) どのような措置を講ずることを求めるか。」の項においては、「本件が、不当な二重請求なのか、それとも静岡市として本当に問題がないのかを、当該の中山間地振興課の解釈ではなく、静岡市監査委員会の立場で監査し、明確にして欲しい。」「もし、この監査により、補助金の不正支出であると認定された場合、森林組合から自主返納された資金は、補助金の不正支出に対する返納として処理し、問題があったと公表してください。」と述べている。これらの主張は、前述した544,320円以上に市に損害があることを指摘し、その補填のために必要な措置を講ずることを求めるものではなく、返納された金銭の取扱いに係る事務手続が不当であることを主張し、あるいは、中山間地振興課の補助金交付事務の執行の在り方の是非について監査を求めるものであると解する。

地方公共団体の事務全般の執行に関して監査の請求をすることができる事務監査請求(法第75条)とは異なり、住民監査請求は、前述したとおり、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な公金の支出等や怠る事実の発生を防止等し、又はこれらによって生ずる損害の補填のために必要な措置を講ずべきことの請求に対象が限定されている(法241条第1項)。請求人が求める措置は、いずれも、法242条第1項に規定する必要な措置を講ずることを求めるものとは認められず、この点においても、住民監査請求としては不適法であると言わざるをえない。

4 結論

以上のことから、本件請求は、不適法な請求として却下を免れない。

よって、第1のとおり決定する。